

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
重要事項説明書（兼契約書）

第1部 重要事項説明書

1. 指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの目的

指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防支援等」という。）は、利用者の心身の状態等に応じた適切な介護予防サービス計画（以下、「予防ケアプラン」）の作成またはケアマネジメントを行い、作成された予防ケアプランに沿った指定介護予防サービスまたは介護予防・生活支援サービス等の提供を確保し、当該サービス事業者との連絡調整その他の便宜を図り、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

2. 相談窓口等

品川区地域包括支援センター（以下、「事業者」という。）が提供する介護予防支援等についての相談窓口および連絡先は、本書 11 頁の事業者欄に記載するいずれかの事業所です。ご不明な点は、遠慮なくおたずねください。

3. 担当職員

事業者は、その運営を品川区内の在宅介護支援センターと連携して行います。このため、利用者への介護予防支援等については、利用者の住所地を管轄する在宅介護支援センターの介護支援専門員が担当職員となります。なお、介護予防支援等を指定居宅介護支援事業者の一部業務委託する場合には、当該事業者の従事者が担当職員となります。

4. 事業者の概要

（1）名称等

事業者名	品川区地域包括支援センター
介護保険指定番号	指定介護予防支援事業所（品川区 1300900014）
所在地	品川区広町2丁目1番36号
電話番号	03-5742-6729
FAX番号	03-5742-6881
サービスを提供する地域	品川区
第三者評価の実施状況	なし

（2）職員体制

	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	1名	1名	1名	統括等
保健師等	5名	2名	7名	予防ケアプラン作成等
社会福祉士等	45名	5名	50名	予防ケアプラン作成等
主任介護支援専門員	26名	1名	26名	予防ケアプラン作成等
介護支援専門員	10名	1名	10名	予防ケアプラン作成等
その他の職員	11名	3名	14名	相談等

＊職員数は変動することがあります。

(3) 実施日および時間

月曜日～金曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 ただし年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、祝日を除きます。
---------	--

5. 介護予防支援等の委託について

事業者は、予防ケアプラン作成業務、利用者宅へ訪問して行う経過観察およびこれらに付随する業務を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。この場合は、委託先の事業者名および担当者等を文書でお知らせします。

6. 介護予防支援等の流れと主な内容

1) 重要事項説明書（兼契約書）の説明
介護予防支援等に係る重要事項、契約内容および個人情報の使用に関する同意内容の説明を行い、利用者およびその家族の同意のもとに契約を締結します。
2) 状態の把握（アセスメント）
要介護認定調査の結果、主治医意見書および利用者基本情報などをもとに、担当職員が利用者の居宅を訪問し、利用者や家族に面接のうえ抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。
3) 予防ケアプラン原案の作成
アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要か検討し、利用者および家族とともに予防ケアプラン原案を作成します。
4) サービス担当者会議の開催
関係する介護予防サービス事業者等の担当者を招集し、予防ケアプラン原案について検討します。利用者の希望や心身の状況等を考慮し、介護予防サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。
5) 予防ケアプランの交付
検討された予防ケアプランの内容について確認、了承いただいたうえで予防ケアプランをお渡しします。
6) 介護予防サービスの提供
予防ケアプランに位置づけられたサービスが各介護予防サービス事業者等から提供されます（別途、各介護予防サービス事業者等との利用契約が必要です）。
7) 状況の確認（モニタリング）
介護予防サービス利用開始後は、毎月、当該サービスの実施状況を把握し、原則 3 ヶ月に 1 回およびサービスの評価期間が終了する月ならびに利用者の状況に著しい変化があったときには、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接させていただきます。
8) 再アセスメント・介護予防サービス計画の再作成
心身状況の変化等、必要性に応じて再アセスメントや予防ケアプランの再作成を行います。

9) 給付管理等
介護保険サービス等の利用実績を確認します。
10) 介護報酬等の請求
介護報酬等の請求業務等を行います。

※ 2) ～ 8) の介護予防支援等業務を繰り返します。

7. 介護予防支援等の類型

類型	内容
指定介護予防支援	指定介護予防給付サービスを利用する場合に適用する。 ※ 6 の全業務を実施。
原則型ケアマネジメント	介護予防・生活支援サービスのうち、指定予防訪問介護および指定予防通所介護に相当するサービス等を利用する場合に適用する。 ※ 6 の全業務を実施。
簡略型ケアマネジメント	介護予防・生活支援サービスのうち、訪問型および通所型サービスを緩和した基準により実施するサービス等を利用する場合に適用する。 ※ 6 の業務のうち、サービス担当者会議を必要時のみの開催とし、モニタリングを適宜行うなど業務を簡略化して実施。
初回型ケアマネジメント	介護予防・生活支援サービスのうち、住民主体のサービス等を利用する場合に適用する。 ※ 6 の業務を初回のみ簡略化して実施（サービス担当者会議の開催、モニタリング等を行わない）。

8. 利用料金

事業者が提供する介護予防支援等に対する料金規定は【重要事項説明書別表】（6 頁）のとおりです（なお、料金は変更する場合がありますので、変更時にはお知らせします）。

9. 介護予防支援等の利用方法

（1）介護予防支援等の開始

契約を締結した後、介護予防支援等の提供を開始します。

（2）介護予防支援等の終了

① 利用者の都合により介護予防支援等を終了する場合

文書でお申し出下されば、いつでも解約できます。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的に介護予防支援等を終了します。

ア) 利用者の要介護認定区分が、要介護 1 ～ 5 と認定された場合。

イ) 利用者が死亡もしくは品川区の介護保険被保険者の資格を喪失した場合。

③ その他

利用者またはその家族等が、事業者や事業者の担当職員に対して本契約を継続し難いほどの信頼を損なう行為を行い、その改善が見込めない場合、事業者は文書で通知することにより直ちに介護予防支援等を終了する場合があります。

10. 事業者の介護予防支援等の特徴

(1) 運営の方針

事業者は利用者に対し、品川区が目指す高齢者介護の目標である「できる限り住み慣れた我が家で暮らす」ことを実現させるため、適切な支援を行なうよう努めます。

① 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行います。

② 利用者の意思および人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な立場でサービスを調整します。

(2) 介護予防支援等の実施

予防ケアプラン作成の手法においては、利用者の生活機能の維持・改善を図る観点から、現在の状況や具体的な目標を明らかにし、実施します。

(3) 研修への参加

介護支援専門員等の担当職員は、実務に係わる研修に参加します。

11. 個人情報の保護

事業者は事業者の個人情報保護に関する規定等に基づき、介護予防支援等を提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約終了後も同様です。また、事業者の個人情報保護に関する規定等に基づき利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、指定居宅介護支援事業者等に利用者およびその家族の個人情報を提供しません。

12. 事故発生時の対応

(1) 利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに家族および品川区等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(2) 前項の事故状況および事故に際してとった措置を記録します。

(3) 利用者に対する介護予防支援等の提供により、事業者の責めに帰すべき事由で利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

13. 介護予防支援等の内容に関する苦情

介護予防支援等または予防ケアプランに位置づけた指定介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等は下記の窓口にて承ります。

	品川・大崎・八潮地区		大井・荏原地区	
(1) 品川区地域包括支援センターの支所（または委託先の指定居宅介護支援事業所）				
所 管				
所 在 地				
電話番号				
受付時間				
(2) 品川区福祉部高齢者福祉課（品川区地域包括支援センター）				
所 管		高齢者支援第一係		高齢者支援第二係
所 在 地		品川区広町 2-1-36		
電話番号		03-5742-6729		03-5742-6730
受付時間		平日 8 時 30 分～17 時 00 分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）		
(3) 東京都国民健康保険団体連合会				
所 管		介護福祉部介護相談指導課（介護相談窓口担当）		
所 在 地		千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 1 1 階		
電話番号		03-6238-0177		
受付時間		平日 9 時 00 分～17 時 00 分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）		

1 4. 主治の医師および医療機関等との連絡・連携

- (1) 担当職員は、介護予防支援等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えていただくことを求めます。
- (2) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等または薬剤師に提供します。
- (3) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。この場合において、担当職員は、予防ケアプランを作成した際には、当該予防ケアプランを主治の医師等に交付します。

【重要事項説明書別表】

1. 料 金

介護予防支援等の利用料は、1ヵ月あたりの料金となっています。ただし、法定代理受領により事業者の介護予防支援等に対し介護保険給付等が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

<基本利用料>

区分	業務対象者	金額
①指定介護予防支援費	指定介護予防給付サービスの利用者	5,038 円
②原則型ケアマネジメント費	予防訪問介護・予防通所介護相当サービスの利用者	5,038 円
③簡略型ケアマネジメント費	上記のサービスを緩和した基準で行うサービスの利用者	3,773 円
④初回型ケアマネジメント費	住民主体のサービス等の利用者	2,519 円

※高齢者虐待防止措置が講じられていない場合、厚生労働省または区が定める所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算し、算出した金額とする。

※業務継続計画が策定されていない場合、厚生労働省または区が定める所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算し、算出した金額とする（令和7年4月1日から適用）。

<加 算>

区分	内容	金額
初回加算 ※上表①②③の区分のみ算定	初めて予防ケアプランを作成する場合に算定	3,420 円
委託連携加算 ※上表①②③の区分のみ算定	地域包括支援センターが介護予防支援等を委託する際、指定居宅介護支援事業所に必要な情報提供を行った場合に限り算定（委託開始月に限り、1回を限度に算定）	3,420 円

2. 交通費

品川区内は無料です。それ以外の地域に担当職員等がお伺いする場合は交通費の実費をいただくことがあります。

3. 解約料

利用者は、事業者に対して文書で通知することによりいつでも契約を解除することができ、解約料はかかりません。ただし、解約時まで発生した交通費等の実費については、ご清算いただくことがあります。

（第1部以上）

第2部 契約に関すること

利用者と品川区地域包括支援センター（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う、指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防支援等」という。）について、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対して介護保険法令および本書の趣旨に従い、介護予防サービス計画（以下、「予防ケアプラン」という。）の作成を支援し、指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう当該サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、契約を締結した日から利用者の要支援認定の有効期間満了日または介護予防・生活支援サービス事業の利用を必要としなくなった日までとします。

2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（指定介護予防支援事業所の職員）

第3条 事業者は、介護保険法令に定める職員（以下「担当職員」といいます。）を利用者への介護予防支援等の担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその氏名を文書で通知します。

（予防ケアプラン作成およびサービス利用の支援）

第4条 事業者は、担当職員に次の各号に定める事項を担当させ、予防ケアプランの作成を支援します。

- （1）利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接をして情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- （2）地域の指定介護予防サービス事業者等のサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- （3）複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明します。
- （4）予防ケアプランに位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること等につき説明します。
- （5）提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ予防ケアプランの原案を作成します。
- （6）予防ケアプラン原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を得ます。

- (7) 予防ケアプランを作成した際には、これを利用者および指定介護予防サービス事業者等に交付します。
- (8) その他、予防ケアプラン作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察・再評価)

第5条 事業者は、予防ケアプラン作成後、次の各号に定める事項を担当職員に担当させます。

- (1) 指定介護予防サービス事業者等に対して、個別サービス計画の作成を援助します。
- (2) 指定介護予防サービス事業者等から、当該サービスの実施状況や利用者の状態に関する報告を少なくとも1月に1回聴取します。
- (3) 予防ケアプランの実施状況の把握を行い、必要に応じて予防ケアプランの変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を行います。
- (4) 予防ケアプランに位置づけた期間が終了するときは、当該予防ケアプランの目標達成状況について評価します。
- (5) 指定介護予防サービス等の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）に当たっては、利用者およびその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行います。
 - ① 特段の事情のない限り、少なくとも指定介護予防サービス等の提供開始月、指定介護予防サービス等の評価期間が終了する月および提供開始月の翌月から起算して3月に1回ならびに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接します（介護予防ケアマネジメントの場合には適宜とする、または省略することがあります）。ただし、介護保険法令に定める要件を満たした場合であって、少なくとも6月に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接します。
 - ② 利用者の居宅を訪問しない月においては、第一号通所事業に係る指定事業所等を訪問して利用者に面接するか、電話等により利用者との連絡を実施します（介護予防ケアマネジメントの場合には適宜とする、または省略することがあります）。
 - ③ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します（介護予防ケアマネジメントの場合には適宜とする、または省略することがあります）。
- (6) 要支援更新認定、要支援状態区分変更の認定を受けた、または基本チェックリストを再実施した場合は、サービス担当者会議の開催や照会等により、予防ケアプランの変更の必要性について、関係者に専門的な見地からの意見を求めます。

(予防ケアプランの変更)

第6条 利用者が予防ケアプランの変更を希望した場合、または事業者が予防ケアプランの変更が必要と判断した場合は、利用者と事業者双方の合意をもって予防ケアプランを変更します。

(給付管理)

第7条 事業者は、予防ケアプラン作成後、指定介護予防サービス事業所等から利用実績および利用状況の報告を受け、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します（一部、給付管理票の作成を要しないサービスがあります）。

（要介護認定等の申請にかかる援助）

第8条 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

（サービス提供の記録）

第9条 事業者は、介護予防支援等の提供に関する記録（以下、「サービス実施記録」という。）を整備し、これをこの契約終了後2年間保管します。

2 利用者は、事業者の実施時間内に当該事業所にて、利用者に関するサービス実施記録を閲覧ないし複写物の交付を受けることができます。ただし、正当な理由がある場合には、理由を明示して、事業者はサービス実施記録の閲覧ないし複写の全部ないし一部を拒否することができます。

3 第11条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は、直近の予防ケアプランおよびその実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

（料金）

第10条 事業者が提供する介護予防支援等に対する料金規定は【重要事項説明書別表】（6頁）のとおりです（なお、料金は変更する場合がありますので、変更時にはお知らせします）。

（契約の終了）

第11条 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や担当職員に対して本契約を継続し難いほど信頼を損なう行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4 次の事項に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

（1）利用者の要介護認定区分が、要介護1～5と認定された場合。

（2）利用者が死亡もしくは品川区の被保険者の資格を喪失した場合。

（秘密保持）

第12条 事業者、担当職員および事業者の使用する者は、介護予防支援等を提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を適切に管理し、正当な理由な

く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者およびその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者その家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第13条 事業者は、介護予防支援等の提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(身分証携行義務)

第14条 担当職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者やその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(善管注意義務)

第15条 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、公正中立な立場でその業務を遂行します。

(指定居宅介護支援事業者への委託)

第16条 事業者は、第4条、第5条、第6条、第8条に定める事務の実施を指定居宅介護支援事業者に委託することができます。なお、第12条に規定する秘密保持の扱いについては、委託先の指定居宅介護支援事業者は同様の義務を負うものとします。

- 2 前項により委託する場合は、その指定居宅介護支援事業者の事業所名、所在地および担当者名等を文書でお知らせします。

(本契約に定めのない事項)

第17条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

- 2 本契約に定めのない事項および本契約事項に疑義が生じた事項については、介護保険法令その他の諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第18条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(第2部 以上)

本書の内容を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名捺印の上、各1通を保有するものとします。

年	月	日
---	---	---

事業者は、利用者への介護予防支援等の提供開始にあたり、前記のとおり重要事項および契約内容を説明しました。

【事業者】

所在地	品川区広町2丁目1番36号	電話	03-5742-6729
事業者名	品川区地域包括支援センター（事業所番号：1300900014）		
代表者	品川区長 森澤 恭子 印	説明者 (担当職員)	(下記事業所が説明の場合は空欄)

○品川区地域包括支援センターの支所（上記または下記事業所が担当の場合は空欄）

所在地		電話	
事業所名		説明者 (担当職員)	

○業務委託する場合の委託先の指定居宅介護支援事業所（上記事業所が担当の場合は空欄）

所在地		電話	
事業所名		説明者 (担当職員)	

私（本書に記載する「利用者」）は、本書に基づいて事業者（所）の担当職員から介護予防支援等の内容の説明を受け、その内容に同意のうえ介護予防支援等の利用を申し込みます。また、本書が契約書となることについても同意します。

【利用者】

住所	
氏名	印

○署名代行人または法定代理人（選任した場合のみ記載）

住所	
氏名	印 利用者との関係【 】

介護予防支援等業務における個人情報の使用について

私および私の家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、私の介護予防サービス計画の作成等ならびに当該計画等に基づく介護予防サービス等が円滑に提供されるよう実施するサービス担当者会議等において必要な場合。

2. 使用に当たっての条件

- (1) 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限にとどめ、情報提供の際には関係者への守秘義務を徹底するとともに適切に管理し、関係者以外には決して漏れることの無いよう細心の注意を払います。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手、内容等について記録します。

3. 個人情報の内容

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者が使用する帳票（アセスメント表等）に基づく介護予防支援等を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
- (2) 要介護認定等に関する情報（認定調査票の基本調査項目および特記事項、主治医意見書、介護認定審査会の判定結果の意見、基本チェックリストの結果等）
- (3) その他、利用者個人および家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報

4. 使用する期間

介護予防支援等契約に基づく契約期間とします。

年	月	日
---	---	---

品川区地域包括支援センター管理者あて

【利用者】

住所	
氏名	

【署名代行人または法定代理人】（選任した場合のみ記載）

住所	
氏名	

【利用者家族代表者】

住所	
氏名	